

# 大阪府立大学自治会連合規約

## 第一条（名称）

本会の名称は、「大阪府立大学自治会連合（以下、本会）」とする。

## 第二条（本部）

本部は、中百舌鳥が教養キャンパスのため、中百舌鳥を本部とする。

## 第三条（目的）

本会は、これまで大阪府立大学全体の話を両自治会がはばかられ、また、自治会の公式見解に全学生の意見を反映できていないのではないかという課題を解決すべく設置する。故に、本会は、中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会並びに羽曳野キャンパス学生自治会による大阪府立大学の学生の自治会として決定事項を行う最高意思決定機関とする。

## 第四条（構成）

本会は、中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会並びに羽曳野キャンパス学生自治会による大阪府立大学の学生の自治会として決定事項を行う最高意思決定機関である。ただし、両自治会の規約における最高意思決定機関の決定と食い違う場合には、数にて決する。役職は、会長・副会長・会計長・会計次長・広報長・広報次長とし、会長は一名とし中百舌鳥・りんくうキャンパスの委員長が、副会長は二名とし中百舌鳥・りんくうキャンパスの副委員長並びに羽曳野キャンパス学生自治会会长が、会計長は会計規模が大きい自治会の会計が、会計次長は他方の自治会の会計が、広報長は羽曳野キャンパス学生自治会副会長が、広報次長はりんくう総括が担うものとする。

## 第五条（規約）

両自治会の規約に従うものとする。

## 第六条（任期）

任期は、本部の中央執行委員会交代時とする。